

## 「電気受給(買取)契約」重要事項説明書

ご契約前に「いこま市民パワーによる卒 FIT 電力買取申込書」の記載内容と合わせてご確認ください。

### 個人情報の取扱いについて

●契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、発電電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

### 契約の申込みについて

- 当社と電気受給契約を締結することを希望される場合は、所定の様式によりお申込みいただきます。
- 当社は、電気の需給状況、受電設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金については、支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- また、お申込みいただいた後、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の適用に際し「設備認定」を受けた時点から、発電方式や設備容量に変更がないことを確認いたします。発電方式や発電設備容量が認定時点と異なる場合、お申込みを受付けることができない場合があります。
- 固定価格買取期間満了に伴う切り替えは、固定価格買取期間満了の1ヵ月前までにお申込みください。

### 契約内容について

- 電気受給契約は、当社が再生可能エネルギーとして太陽光を利用して発電された電気を買取る契約で、詳細は当社の電気受給約款によるものといたします。
- 当社は電気受給約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の電気受給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 電気受給約款または受給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際には、受給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

### 受給開始時期について

- 当社との電気受給契約の締結後、現在ご契約中の電気受給契約の解約や当社の発電バランシンググループへの組み入れ等、当社による必要な手続きが完了した時点で、受給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の受給開始予定日は、お申込みから3週間~2ヵ月後となります。なお、お手続きの都合により受給開始予定日のご案内が受給開始後となる場合があります。また、お知らせした受給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 万が一、受給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、受給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

## スマートメーターへの取替について

●当社との電気受給契約締結後、送配電事業者が必要に応じて供給側、買取側の計量器をスマートメーターに取り替えます。取替に際して停電が発生する場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 買取プラン

●適用範囲は、電気受給約款の適用対象となるすべてのお客さまといたします。

●料金は、その1か月の受給電力量にもとづき下記の表によって算定された金額および郵送手数料の合計といたします。

	基本単価	加算			
		発電設備が生駒市内に所在するお客さま	発電場所において当社と電気需給契約を締結しているお客さま	市民共同太陽光発電所（※1）に出資しているお客さま	スタートキャンペーンに該当するお客さま（※2）
S1プラン	10円	1円	1円	2円	1円

※1：一般社団法人市民エネルギー生駒が、市民出資により設置・運営している太陽光発電所を指します。

※2：以下のいずれにも該当するお客さまがスタートキャンペーンの対象となり、加算される期間は、受給開始から2年間とします。

①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく当該発電設備による電力の固定価格買取期間が、2023年3月31日までに満了するお客さま

②2022年1月31日までに電気受給契約の申込みをしたお客さま

●受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき150円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

## 買取料金メニュー・オプション契約の適用条件について

●電力量料金を算定する際の加算については、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。

●当社と締結するその他の契約の解約等で加算の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、買取料金メニューまたはオプション契約の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。

●買取料金メニューまたはオプション契約の適用条件を満たさないで電気の受給を行なった場合、電気受給約款に基づき本来お支払いすべきであった金額と既にお支払いした金額との差額を精算いただきます。

## 料金の計算とお支払いについて

●検針および買取量の算定は、託送供給等約款に従い、送配電事業者が実施いたします。その結果を当社が受け取り、電気受給約款の定めに従い買取料金を算定いたします。

●料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気受給を開始した場合の料金算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電気受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

●当社は原則として買取料金をお客さまが予め指定する口座に、毎年4月分から翌年3月分の12か月間分を4月末日までに振込みます。

なお、買取料金の振込に先立ち、各月の買取量および買取料金を書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により通知いたします。

●お客さまが振込口座を指定しない等、当社の責に帰さない理由で振込ができない場合、当社は原則として損害賠償責任を負わないものといたします。

## 契約期間および契約の変更、解約について

●契約期間は以下の通りといたします。

お申込み年度：受給開始日を初日として、最初に到来する3月の検針日の前日まで

以降：3月の検針日から翌年3月の検針日の前日まで

●お客さまが当社から他の事業者を買取先を変更される場合には、新たな事業者に対してお客さまより契約の申込みをしていただきます。

●契約の解約や変更や転宅、発電設備の撤去等に伴う解約を希望される場合は、解約を希望される場合は、あらかじめその期日を定めて当社に通知していただきます。契約期間満了に先だって受給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で契約を自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

●お客様からの申込みの撤回や契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態になったときには、電気の受給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく必要があります。

## その他

●受電電気方式および受電電圧は、託送供給等約款の定めに従うものといたします。

●お客さまが新たに発電を開始される場合等で、新たに受電設備等を施設するときや、お客さまの希望により受電設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い当社が送配電事業者を支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

●送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の受給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の受給を中止または制限する場合、当社は原則として損害賠償責任を負わないものといたします。

●当社または送配電事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの発電場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきま

す。また、電気受給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在の電気受給契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。

お問い合わせ先	
事業者の名称	いこま市民パワー株式会社（法人番号 1-1500-01-021673）
適格請求書登録番号	T1150001021673
事業者住所	奈良県生駒市元町 1-6-12 生駒セイセイビル 6階
お問い合わせ	電話：0743-75-5020 ※受付時間：9:00～17:00（月～金、年末年始・祝日は除く） ホームページ： <a href="https://www.ikomacivicpower.co.jp/">https://www.ikomacivicpower.co.jp/</a>
小売電気事業登録番号	A 0 4 3 5
事業者コード（電力広域的運営推進機関）	4 9 2 0（関西）

#### 【お申込みの撤回または契約の解除について】

(1) お客さまがお申込みの撤回及び申込内容の変更をしようとする場合は、買取開始日の1週間前までにご連絡ください。また、買取開始に至らない場合でも、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。